

令和5年3月16日
環境局
産業労働局

神奈川県における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ 疑い事例の発生及び都の対応について

令和5年3月15日（水曜日）に神奈川県相模原市において回収されたハシブトカラスの死亡個体1羽について、簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザ陽性であることが確認されました。都は、今後、以下の対応を行うとともに、国や関係自治体と連携して適切な対応を講じてまいります。

1 これまでの経緯

(1) 3月16日（木曜日）

- ・神奈川県相模原市において、ハシブトカラスの死亡個体1羽に鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、陽性を確認
- ・環境省が回収地点の周辺半径10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域（※1）に指定

※1 都内では、八王子市、町田市、多摩市の一部が該当

2 都の対応

(1) 野鳥の監視等に関する事（環境局）

- 鳥獣保護管理法に基づき、環境省が設定する野鳥監視重点区域（当該回収地点の周辺半径10km圏内）について、野鳥の監視を強化

(2) 家きん（※2）に関する事（産業労働局）

- 家畜伝染病予防法に基づき、確認地点から3km以内の家きん飼養者に対して、家きんに異常がないことを確認するとともに感染の防止を指導した。

※2 家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

3 都民の皆様へ

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

4 参考情報

- (1) 環境省の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
- (2) 神奈川県の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p856705.html>
- (3) 東京都環境局の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (4) 東京都産業労働局の高病原性鳥インフルエンザに関する情報掲載ホームページ
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/hpai/>